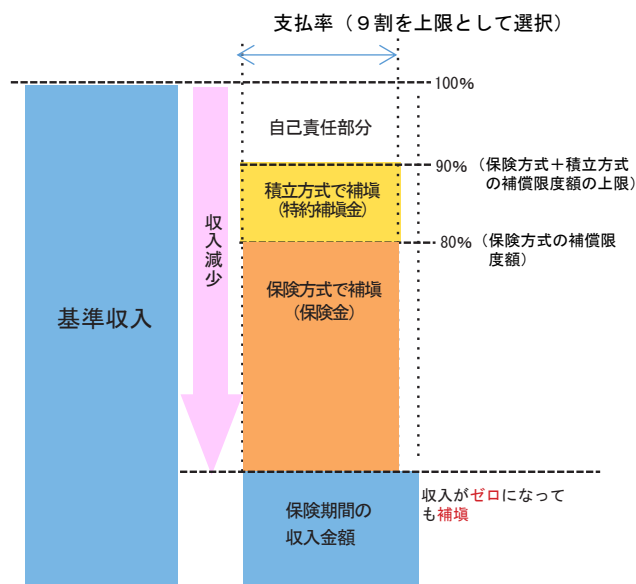


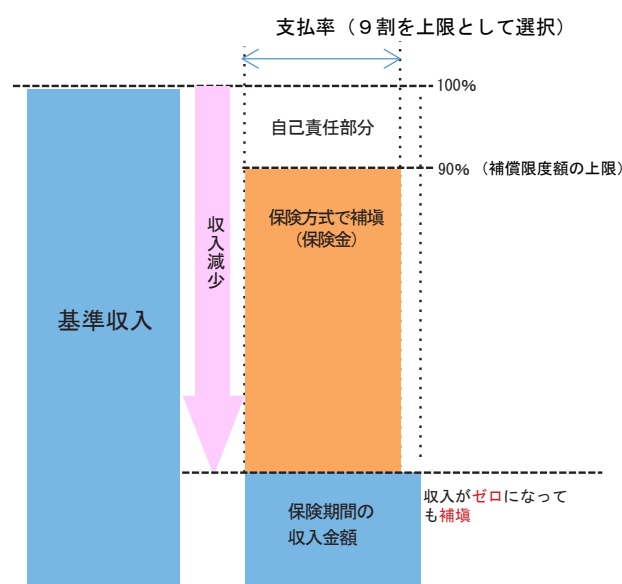
収入保険の補填方式

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます（※5年の青色申告実績がある者の場合）。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



【基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金】

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料（事務費）	2.2万円	付加保険料（事務費）	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

- ※ 保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- ※ 保険料は掛捨てになります。積立金は補填に使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※ 保険料については経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。
- ※ 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

（２）付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約を利用する方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

	インターネット申請と自動継続特約を 両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

- ※ インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
- ※ 自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

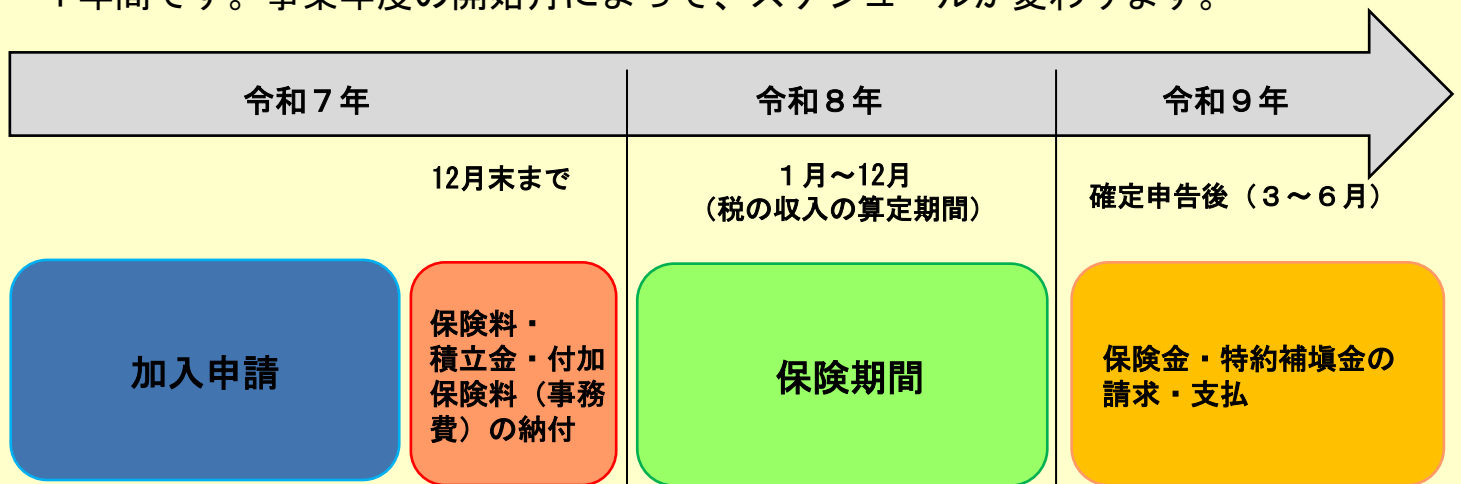
(3) 無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になりますが、保険期間中に自然災害や価格低下等により、補填金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

<加入・支払等手続のスケジュール>

※ 保険期間が令和8年1月～12月の場合のイメージです。

※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※ 保険期間中であっても、
つなぎ融資を利用できます。



収入保険に関心のある方は、**全国農業共済組合連合会又は最寄りの農業共済組合まで**お問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> (全国農業共済組合連合会ホームページ)



収入保険 NOSAI



(ホームページ)



(Facebook)

経営所得安定対策等の対象作物について、自然災害リスクをカバーしたい方には、**農作物共済**と**畑作物共済**があります。（このほか、**果樹共済**、**家畜共済**、**園芸施設共済**があります。）

【対象品目】

農作物共済 水稻、陸稲、麦

畑作物共済 ばれいしょ、大豆、てん菜、そば （このほか、小豆、いんげん、さとうきび、茶（一番茶）、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭も対象に含みます。）

【補償対象となる事故】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害

【補償期間】

移植期（直播の場合は発芽期）から収穫するまで

補償内容

- 以下のメニューから、農業者が選択できます（品目ごとに選択できるメニューが異なります）。

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割（そばは8割）を下回った場合	JA等の出荷資料や 税務申告の帳簿による収穫量 （又は生産金額）
災害収入 共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、 生産金額が9割を下回った場合	
地域インデ ックス方式	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、 市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合	農林水産統計の収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現地調査による収穫量

- 水稻、陸稲及び麦において、一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の損害があった場合でも共済金が受け取れます。
- 危険段階別共済掛金率により、**共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。**

試算例（10a当たり）	水稻 （全相殺方式）	麦 （災害収入共済方式）	大豆 （全相殺方式）
農業者が支払う共済掛金 （一筆半損特約を 付加した場合の掛金）	409円 （419円）	1,403円 （1,458円）	1,534円
収穫量が50%減少した 場合に支払われる共済金	3.8万円	2.9万円	2.2万円
収穫量が皆無になった 場合に支払われる共済金	8.6万円	6.6万円	5.0万円

※掛金の原則50%（ばれいしょ、大豆、てん菜、そばは55%）を国が補助します。
上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

○ 収穫後の自然災害等への備えとして！

令和元年度は台風・大雨による災害で、収穫後に倉庫に保管していた農産物が浸水し、大きな被害が生じました。こうした被災に備えて以下のような保険に加入することが重要です。

収入を補償・・・収入保険（詳細は42～44ページを参照）

財産を補償・・・農業共済組合の保管中農産物補償共済、民間保険会社の事業者向けの火災保険等



農業共済について、詳しいことは、
下記URLから、お近くの**農業共済組合**までお問い合わせください。

【各地域の農業共済組合（NOSAI）連絡先一覧】

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html>（農林水産省ホームページ）



3 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

農林水産省では、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすくなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP(事業継続計画書)」を作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント編」と「事業継続編」の2種類があり、「事業継続編」の項目ごとに必要な内容を記載すると、簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

チェックをしてみましょう！

① チェックリストによる確認

○ チェックリスト「リスクマネジメント編」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？

○ チェックリスト「事業継続編」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

リスクマネジメント編 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト				耕種	
事業名					
チェック実施日					
分類	番号	質問内容	YES	NO	対応(備考)
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク(新型コロナウイルス感染症等)とその影響について考えたことはありますか？	☐	☐	※記入
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	☐	☐	※記入
	3	新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことはありますか？	☐	☐	※記入
リスク全般に対する事前の備え	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	☐	☐	※記入
	2	地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	☐	☐	※記入
	3	研修用の災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの参照、研修の受講などを通じ知識を身に付けていますか？	☐	☐	※記入
	4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	☐	☐	※記入
	5	乾燥施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また備え入れ場所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	☐	☐	※記入
	6	灌漑水路等の保守点検、また備え入れ場所の修復や補強等の防災措置をしていますか？	☐	☐	※記入
	7	トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農機具などへの被害を防止するための避難場所を確保していますか？	☐	☐	※記入
	8	収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？	☐	☐	※記入
	9	農作物共済、畑作物共済などの補償内容を理解するとともに加入していますか？	☐	☐	※記入

農業版事業継続計画書				継続編	
策定・改定日	策定者	策定日	策定者	策定日	策定者
2021年4月1日	経営者(代表者)	2021年4月15日	経営者(代表者)	2022年4月1日	経営者(代表者)
1. 基本方針					
最も重要視する事項は、以下の基本方針に照り当てる。					
1	人命を守る				
2	取引先への米の出荷を行うようにする(米の供給責任を果たす)				
3	従業員の雇用を守る				
2. 重要業務と目標復旧時間					
以下の業務の復旧を最優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。					
重要業務	栽培管理・収穫				
目標復旧時間	48時間以内				
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等)					
種類	被害	対応(代替手段等)			
電気	乾燥施設が使用できない	自家発電機(非常用電源)の利用			
ガス	影響なし				
水	灌漑用水が使用できない	農業用のため池・井戸水・貯水タンク・雨水の使用			
情報通信	取引先へ連絡がとれない	携帯電話で対応可能			
交通	出荷ができない	業者と事前に配送の代替ルートを確認			
設備等	農作物に被害が出る	可能なものに対して早期収穫を検討			
その他					
4. 事前対策の実施状況					
項目	実施状況	担当者	実施日	実施場所	実施内容
ヒト	安全確保手段	119			社長より全員に安全確認連絡
	避難場所	〇〇小学校			
	火災時の対応	地域の農業者とあらかじめ協力体制について話し合いをおこなう			
	その他				
モノ	農業機械が使用できなくなった場合レンタルで対応				
	備蓄、肥料、農薬については常時1作分のストックがある状態にしておく				
	その他				
カネ	手元資金	〇〇万円(1銀行)、〇〇万円(1社債)			
	その他				

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段等をあらかじめ取り決めておく計画のことです。BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がります。



チェックリスト、農業版BCPは、**農林水産省ホームページ**に掲載しています。

【農林水産省 事業継続計画BCP】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html (農林水産省ホームページ)



農業版BCP 農水省



検索

生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するか等を自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

(1) 米政策の基本的な考え方

○ 平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようにしました。

○ 農林水産省としては、

- ① 事前契約・複数年契約による安定取引の推進
- ② 麦・大豆や野菜・果樹、新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米等の、需要のある作物や主食用以外の米への転換に対する財政的な支援
- ③ 都道府県農業再生協議会等を集めた全国会議を通じた、需給見通し等のきめ細かな情報提供
- ④ 主食用米を長期計画的に販売する取組等への支援

等により、産地・生産者が、消費者・実需者のニーズを的確につかみ、どのような水田農業を進めていくのかしっかりと判断できるような環境整備に努めてまいります。

(2) 全国の需給見通し

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和7年10月31日公表）

○ 令和8/9年の需給見通し（令和7年10月）では、令和8年産の主食用米等生産量は、令和8/9年の需要見通し（推計値）の上位値である711万玄米トン（精米ベースで630万精米トンから637万精米トン）と設定しています。

令和7/8年及び令和8/9年の主食用米等の需給見通し

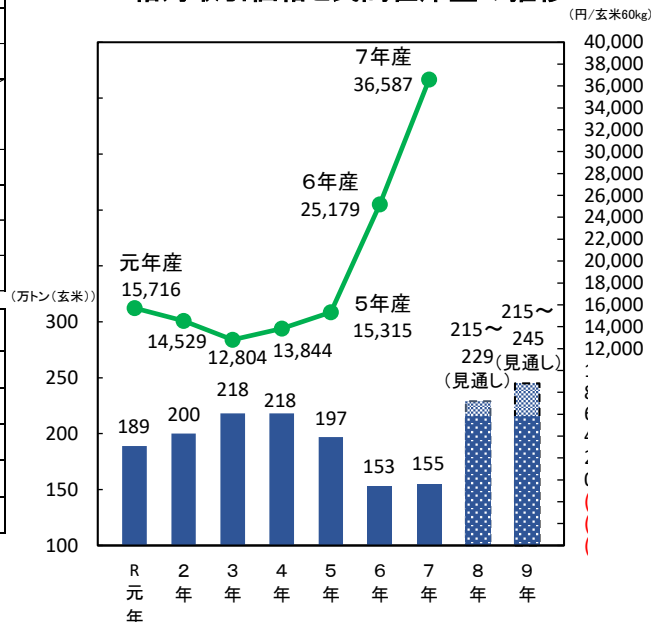
		玄米ベース (万トン(玄米))	精米ベース (万トン(精米))
令和7/8年	令和7年6月末民間在庫量	A 155	138
	令和7年産主食用米等生産量	B=C+D 748	662~670
	うち生産者ふるい目幅以上	C 715	
	うち生産者ふるい目幅未満のうち、 主食用米への供給見込量	D 32	
	令和7/8年政府備蓄米供給量	E 23	21
	令和7/8年主食用米等供給量計	F=A+B+E 926	822~829
	令和7/8年主食用米等需要量	G 697~711	624~631
	令和8年6月末民間在庫量	H=F-G 215~229	191~205
令和8/9年	令和8年6月末民間在庫量	H 215~229	191~205
	令和8年産主食用米等生産量	I 711	630~637
	令和8/9年主食用米等供給量計	J=H+I 926~939	821~841
	令和8/9年主食用米等需要量	K 694~711	622~630
	令和9年6月末民間在庫量	L=J-K 215~245	191~220

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

- ※1：事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。これは上記「令和8年産主食用米等生産量」には含まれていない。
- ※2：政府備蓄米の放出（全体で約59万玄米トン）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う。
- ※3：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式や枠外の民間輸入（令和6/7年：約4万実トン）による輸入米は含まれない。
- ※4：需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の把握に努め、必要に応じて柔軟に対応。

【参考】

相対取引価格と民間在庫量の推移



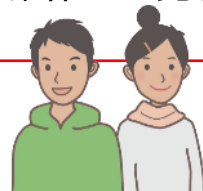
注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（7年産は令和7年12月の速報値）の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

(3) 事前契約の取組の推進

今こそ、事前契約が大切です！

- 主食用米の国内消費量の減少は、人口減少により今後も続きます。
- こうした状況下で産地が取り組むべきことは、あらかじめ販路を確保して売れ残りを発生させないことです。

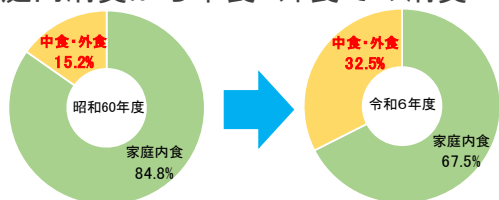
計画的な生産を行う
重要性が高まっているんだね



消費者が求めるニーズをつかみましょう！

- 主食用米の消費量が減少している一方、消費者ニーズの多様化が進んでいます。

家庭内消費から中食・外食での消費へ



消費者が精米購入時に重視するポイント（例）

- ▶ 美味しさで有名になっている産地や品種
- ▶ 減農薬等こだわりのある栽培方法
- ▶ お得感のある価格
- ▶ 食べ比べがしやすい少量包装

- 多様化するニーズの中で「売れ残り」を発生させないためには産地では、各流通段階の事業者の意向を適切にキャッチし、生産に反映することが大切です。

安定取引を可能とする有効な手法が事前契約です！

産地

生産する米を確実に販売し
生産者の経営安定を図りたい



卸売業者・実需者

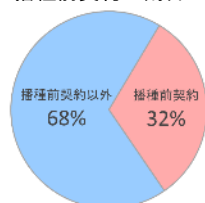
多様なニーズに対応できる米を安定的
に調達、消費者に提供・販売したい

全国の前契約（播種前契約）取組状況

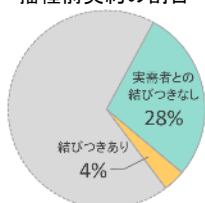
- 事前契約（播種前契約）の割合は、令和7年産で21%、うち実需者と結びついた契約の割合は5%となっています。

【令和5年産】

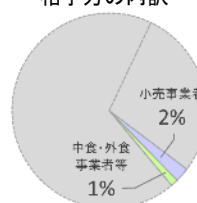
仕入計画数量に占める
播種前契約の割合



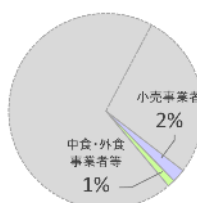
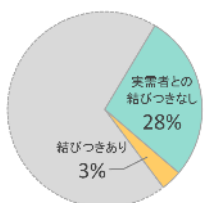
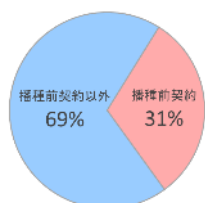
仕入計画数量に占める
実需者と結びついた
播種前契約の割合



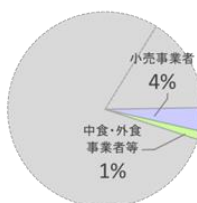
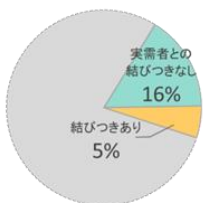
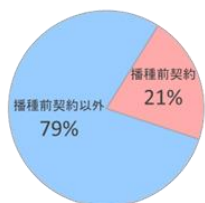
実需者と結びついた
播種前契約の
相手方の内訳



【令和6年産】



【令和7年産】



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」（年間取引数量500ト以上の集出荷業者）

(4) 需給・価格情報等に関する一層きめ細かな情報提供

- 各産地において、翌年産の主食用米等の作付を的確に判断できるよう、需給・価格、販売進捗・在庫情報等を取りまとめた「米に関するマンスリーレポート」を毎月中旬に発行しています。

米に関するマンスリーレポート (令和5年12月号)



「米に関するマンスリーレポート(マンスレポ)」とは
⇒ 米に関する需給や価格の動向に関するデータを毎月、整理し、毎月定期的に発行しています。需要に合わせた生産・消費の動向に役立てていただくことを目的としています。

「マンスレポ」の掲載
1. 期間として毎月15日公表。公表日の2週間前までに入手可能なデータを掲載しています。
2. 内容については、必要に応じて資料の掲載・追加などの変更を行うことがあります。

データはどのように調べられるのか？
そんなときは、「ここが分からない！マンスレポ」までご連絡！
https://www.maff.go.jp/j/seisan/keizoku/sousaku/mansrepo_kaitetu.html

農林水産省

「米に関するマンスリーレポート」 目次

■ 特集記事

- 1 米の民間在庫情報
- 2 米の価格情報
- 3 米の契約・販売情報
- 4 消費の動向
- 5 輸出入の動向
- 6 主食用米以外の情報

○ 産地別民間在庫量の推移 各産地別、出荷・販売段階別 の在庫量を、毎月調査・公表

	5年 7月	8月	9月	10月
出荷+販売段階	126.6	91.0	180.6	259.1
5年産米			112.0	196.8
1年古米(4年産)	112.6	79.8	60.4	55.5
出荷段階	96.4	66.9	144.5	198.6
5年産米			92.1	159.6
1年古米(4年産)	87.0	59.5	47.1	35.1
販売段階	30.2	24.1	36.1	60.5
5年産米			19.9	37.2
1年古米(4年産)	25.7	20.3	13.3	20.4

○ 相対取引価格・数量

全国120産地品種銘柄の相対取引価格・数量を、毎月調査・公表

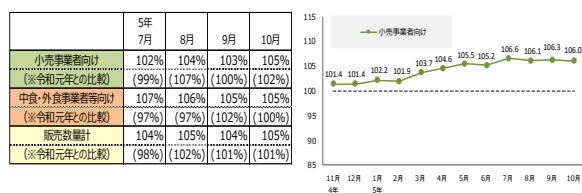
産地	品種銘柄	5年産米 令和5年10月		月別価格						年産平均価格	
		価格 ①	数量 ②	5年産米 (5年9月)		4年産米 (4年10月)		5年産米 出回り～ 5年10月		4年産米 出回り～ 5年10月	
				対前月比 ③	対前年 同月比 ①/③	対前月比 ④	対前年 同月比 ①/④	対前月比 ⑤	対前年 同月比 ⑥	対前月比 ⑦	対前年 同月比 ⑧/⑦
北海道	ななつぼし	15,520	15,880	15,336	101%	114%	13,628	15,472	14,058	110%	109%
北海道	ゆめぴりか	16,873	7,401	16,890	100%	108%	15,690	16,878	15,451	110%	109%
北海道	きらら397	14,833	1,427	-	-	113%	13,229	14,917	13,520	110%	110%
青森	まつくら	14,241	4,397	13,665	104%	112%	12,731	14,022	12,743	110%	110%
青森	つがるロマン	15,042	332	15,003	100%	117%	12,841	15,013	12,986	116%	116%

※ 価格については、相対取引価格のほか、スポット取引価格、小売価格(POSデータ)を掲載

○ 仕向先別の販売価格・数量

米の販売事業者に対し、「小売事業者」「中食・外食事業者等」別の精米の販売価格・数量を、毎月調査・公表

販売数量の動向(対前年比) 販売価格の動向(前年同月比)



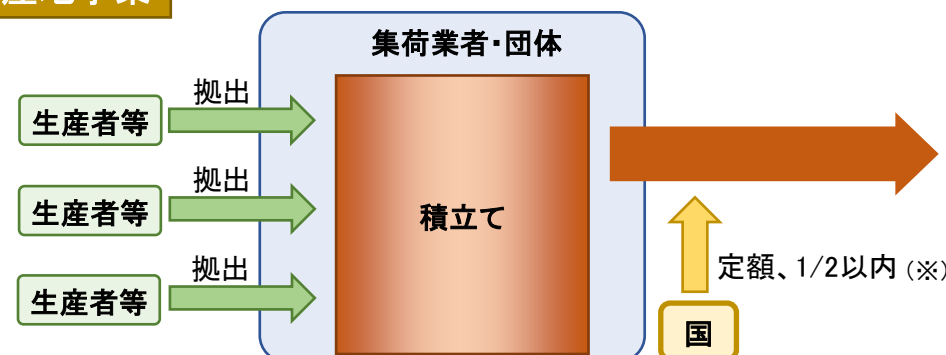
(5) 米穀周年供給・需要拡大支援事業で産地の自主的な取組を支援

- 需要に応じた生産が行われたとしても、豊作等により需給緩和が生じる可能性があることから、産地ごとにあらかじめ生産者等が積立てを行った上で、自主的に長期計画的な販売や海外用等他用途への販売を行う取組等に支援する米穀周年供給・需要拡大支援事業を措置しています。

全国事業

- ・民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会を支援(定額)
- ・新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約を支援(定額、1/2以内)
- ・海外業務用需要等の新たな市場開拓を支援(定額)

産地事業



産地自らの自主的な取組 主食用米の

- ① 周年安定供給のための長期計画的な販売
 - ② 海外向けの販売促進等
 - ③ 業務用向け等の販売促進等
 - ④ 非主食用への販売
- (※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。